

コネクティビティサービス利用規約

NTT スマートコネクト株式会社(以下「当社」といいます。)は、このコネクティビティサービス利用規約(別紙「サービス仕様書」及び別表「SuperCSI サービス料金表」を含み、以下「本規約」といいます。)を定め、本規約に基づきコネクティビティサービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

第1章 総則

第1条(本規約の適用)

- 1 当社は、本規約に基づき本サービスを提供します。
- 2 契約者は、本規約を遵守して、本サービスの提供を受けるものとします。
- 3 本サービスの提供対象は、NTT 西日本株式会社が提供する SuperCSI サービスの契約者に限るものとします。

第2条(用語の定義)

用語	意味
利用契約	本規約に基づき締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。
契約者	本規約に同意し、かつ、SuperCSI サービスの契約者として本サービスの提供を受ける者をいいます。
本サービス	当社が提供するコネクティビティサービス。その概要は、別紙「サービス仕様」に定めるとおりとします。
本サービス用設備	本サービスの提供を行うために当社が設置し、または使用する機器、ソフトウェアその他の設備をいいます。
契約者設備	本サービスの提供を受けるために契約者が設置し、または使用する機器、ソフトウェアその他の設備をいいます。
IP アドレス	インターネットプロトコルに基づく IPv4 アドレスまたは IPv6 アドレスをいいます。
レジストラ	ドメイン名の登録申請を受け付け、その登録データをレジストリのデータベースに登録する組織をいいます。
レジストリ	ドメイン名のデータベースを維持・管理する組織をいい、本規約においては株式会社日本レジストリサービス(JPRS)を含みます。
料金表	別表「SuperCSI サービス料金表」をいい、本サービスの初期料金、月額料金、その他料金条件を定めるものをいいます。
個人情報	個人情報の保護に関する法律第2条第1項で定める個人情報をいいます。

第3条(本規約等の変更)

- 1 当社は、法令の規定に従い、本規約を変更する場合があります。この場合の料金その他の提

供条件は、変更後の本規約によります。

2 前項の変更を行う場合、当社は本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を、当社ホームページへの掲載その他適切な方法により通知します。

3 前項の効力発生後、契約者が本サービスを利用したとき、利用料金を支払ったときその他当該変更に興議なく承諾したものと当社が判断したときは、変更後の本規約に同意したものとみなします。

第4条(通知)

1 当社から契約者への通知は、当社ホームページへの掲載、電子メールの送信、書面の送付その他当社が適当と認める方法により行います。

2 前項の通知は、ホームページ掲載による場合は掲載時、電子メールによる場合は発信時、書面による場合は発送時に契約者に到達したものとみなします。

第5条(契約期間及び最低利用期間)

1 利用契約の有効期間は、申込書に定める期間とします。

2 利用契約は、期間満了日の30日前までに契約者または当社のいずれからも解約の意思表示がない場合、同一条件にてさらに1年間自動更新されるものとします。

3 本サービスの最低利用期間は、サービス課金開始日から1年間とします。

4 契約者が最低利用期間内に解約した場合、当社は契約者に対し、残存期間に対応する利用料金の支払を請求できるものとします。

第2章 契約

第6条(契約の単位)

1 利用契約は、当社が別途認める単位で成立するものとします。

2 当社は、本規約のほか必要に応じて特約を定める場合があります。この場合、契約者は本規約とともに特約を遵守するものとし、特約と本規約が競合する場合は特約を優先します。

第7条(利用申込)

1 本サービスの利用希望者は、本規約を確認し同意の上、当社所定の手続きに従って利用申込を行うものとします。

2 利用申込者が利用開始日までに申込を取り消した場合であっても、当社は、当該申込に係る準備、設定その他提供開始に必要な措置が既に行われているときは、料金表に定める初期料金その他当社に生じた実費相当額の支払を求めることができるものとします。

3 当社は、本人確認その他必要な資料の提出を求めることがあります。

第8条(承諾)

1 当社が利用申込を承諾した場合は、利用開始日を記載した書面または電子メールにより通知し、利用契約は当該利用開始日に成立します。

2 当社は、申込内容に虚偽がある場合、支払能力に懸念がある場合、反社会的勢力に該当する場合、過去に当社契約に違反した場合その他当社が不適切と認める場合には、利用申込を承諾しないことがあります。

第9条(契約事項の変更)

1 契約者は、申込内容その他契約事項に変更が生じた場合は、当社所定の方法により速やかに届け出るものとします。

2 契約者は、名称、住所その他当社への届出事項に変更があった場合は、速やかに当社に通知するものとします。

第10条(契約者の地位の承継及び権利譲渡の禁止)

1 契約者に合併、会社分割、事業譲渡その他地位の承継があった場合は、承継者は当社の承諾を条件として本契約上の地位を承継できるものとします。

2 契約者は、当社の事前の承諾なく、本契約上の地位または権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させてはなりません。

第11条(契約者による解約)

契約者は、当社所定の方法により、解約希望日の30日前までに通知することにより、利用契約を解約することができます。この場合において、通知があった日から当該通知において解除の日とされた日までの期間が30日未満であるときには、解除の効力は、当該通知があった日から30日を経過する日に生じるものとします。

第12条(当社による解除)

1 当社は、第22条(提供中止)の規定により本サービスの全部または一部の提供を停止された契約者が、当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合、その他本規約に定める事由がある場合は、利用契約を解除することができます。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は催告なく直ちに利用契約を解除できるものとします。

(1)支払停止または破産手続開始等の申立てがあった場合

(2)財産状態の悪化により契約の継続が困難と認められる場合

第3章 サービス

第13条(サービスの品目及び内容)

1 本サービスの内容は、別紙「サービス仕様書」に定めるとおりとします。

2 本サービスには、コネクティビティサービスのほか、付随機能としてドメイン名維持管理を含みます。

3 ドメイン名維持管理は、契約者が利用するドメイン名について、レジストラまたはレジストリとの関係で必要となる維持管理、更新、変更申請その他これに付随する事務を、当社所定の範囲で取り扱う機能をいいます。

4 本サービスは、SuperCSI サービスの契約者に対し、商用プロバイダ接続用途その他当社が別途認める用途で提供されるものとします。

第14条(サービス仕様)

サービス提供場所、監視・保守条件その他の仕様は、別紙「サービス仕様書」に定めるとおりとし

ます。

第15条(責任分界および設備)

- 1 本サービスにおける責任分界点は、『SuperCSI サービス契約約款』に定めるとおりとします。
- 2 契約者設備の設置、管理および運用は契約者の責任とします。
- 3 契約者設備に起因する障害については、当社は責任を負わないこととします。

第16条(ドメイン名維持管理の特則)

- 1 契約者は、ドメイン名維持管理の利用にあたり、当社、レジストラおよびレジストリが定める条件、ポリシー、手続その他のルールに従うものとします。
- 2 契約者は、登録情報を常に正確かつ最新に保つものとし、虚偽または不備があったことにより契約者に損害が生じても、当社は責任を負いません。

第4章 料金等

第17条(料金等)

- 1 本サービスの初期料金、月額料金、その他の料金条件は、料金表に定めるとおりとします。
- 2 契約者は、前項の料金を、当社所定の方法により支払うものとします。

第18条(料金等の支払義務)

契約者は、利用開始日以降、本規約および料金表に従い、料金支払義務を負うものとします。提供停止期間中であっても、別段の定めがない限り、料金支払義務は免れないものとします。

また、契約者は、料金の支払いに際し、消費税相当額を合わせて支払うものとします。

第19条(料金等の計算方法)

月額料金の日割計算、最低利用期間内解約時の取扱いその他料金計算方法は、料金表に定めるとおりとします。

第20条(料金等の支払方法)

契約者は、SuperCSI 利用料金とあわせて本サービスの利用料について支払うものとする。

第21条(延滞損害金)

契約者が支払期日を経過してもなお支払わない場合は、支払期日の翌日から支払済みまで、年14.5%の割合による延滞損害金を支払うものとします。

第5章 提供中止および提供停止

第22条(提供中止)

当社は、次の場合には、本サービスの全部または一部の提供を中止することがあります。

- (1) 当社の本サービス用設備の保守、工事または障害等やむを得ない場合
- (2) 当社以外の電気通信事業者が電気通信サービスを中止した場合
- (3) 次条2項の規定により本サービスの利用の制限を行う場合

第23条(提供停止及び非常事態時の利用制限)

1 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部または一部の提供を停止することがあります。

- (1) 契約者が本規約上の債務を履行せず相当期間を定めて催告してもなお履行しない場合
- (2) 契約者が第6章契約者の義務をはじめ、本規約に違反した場合

- (3) 契約者が申込または届出事項に虚偽があった場合
- (4) 第三者または当社の設備等に重大な支障を与える態様で本サービスを利用した場合
- (5) 契約者に料金不払がある場合
- (6) 契約者と料金支払者が異なる場合において、料金支払者より、料金支払停止の通告があり、契約者がそれに代わる料金支払方法を届け出ない場合
- (7) 当社が契約者との連絡がとれない場合（当社が契約者宛てに発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合を含む。）
- (8) 契約者が当社との他契約に違反した場合
- (9) 契約者が本サービスの提供に重大な支障を与えるおそれがある場合
- (10) その他当社が本サービスの提供を不適切と合理的に判断する場合

2 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、またはそのおそれがある場合、本サービスの利用を制限できるものとします。

第6章 契約者の義務

第24条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。

- (1) 当社あるいは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉、信用、プライバシー等の人格的利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (2) 当社あるいは第三者の著作権、その他の知的財産権を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (3) 当社あるいは第三者の法的保護に値する一切の利益を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (4) 犯罪行為あるいは犯罪行為をそそのかしたり容易にさせる行為、またはそれらのおそれのある行為
- (5) 虚偽の情報を提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (6) 無限連鎖講(ネズミ講)またはマルチ商法に類する商法を開設し、またはこれを勧誘する行為
- (7) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (8) 人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
- (9) 公職選挙法に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (10) 当社の本サービスの提供を妨害する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (11) 第三者の通信に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (12) コンピュータウィルス等他人の業務を妨害するあるいはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを本サービスを利用して使用したり、第三者に提供する行為、あるいはそのおそれのある行為
- (13) 無断で第三者に広告、宣伝もしくは勧誘のメール(特定電子メールを含むがそれに限定されない)を送信する行為、または受信者が嫌悪感を抱く、もしくはそのおそれのあるメール(迷惑メー

ル)を送信する行為

(14) わいせつ、出会い系、児童買春、児童ポルノ、又は児童虐待にあたる画像・文書等を送信または掲載する行為、あるいはそれに類似する行為

(15) 風俗営業等の規制及び適正化に関する法律(以下「風営適正化法」という。)が規定する映像送信型性風俗特殊営業、あるいはそれに類似する行為

(16) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律に違反する行為、あるいはそのおそれのある行為

(17) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下「出会い系サイト規制法」という。)が定義するインターネット異性紹介事業、あるいはそれに類似する行為

(18) 第三者の通信環境を無断で国際電話等の高額な通信回線に変更する行為、および設定を変更させるコンピュータ・プログラムを配布する行為

(19) 本サービスからアクセス可能な第三者の情報を改竄し、または消去する行為

(20) 当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法あるいは態様において本サービスを利用する行為、及びそれらの行為を促進する情報掲載等の行為

(21) 他人のIDあるいはパスワードを不正に使用する行為、あるいはそれに類似する行為

(22) 個人情報を、偽りその他不正の手段により取得する行為、あるいはそれに類似する行為

(23) 個人情報を、本人の同意なく違法に第三者に提供する行為、あるいはそれに類似する行為

(24) 本人の明確な同意なくして又は詐欺的手法を用いて第三者の個人情報を調査、収集、利用する行為

(25) 当社と契約者との間で締結された契約の範囲を超えた関係が存在すると第三者に誤解させる行為、またはそのおそれのある行為

(26) その他法令に違反する行為、または他人の法的利益を侵害したり、公序良俗に反する方法あるいは態様において本サービスを利用する行為

(27) 当社あるいは第三者に迷惑、不利益もしくは損害を与える行為またはそのおそれのある行為

(28) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為

(29) その他当社が不適切であると合理的に判断する行為

2 前項第15号または第17号に該当する行為であっても、風営適正化法または出会い系サイト規制法の定めにより、適正に事業運営されていることを当社が確認できたものについては、前項の適用を特別に除外する場合がある。ただし、その後、不適正な事業運営が行われていると当社が判断した場合は、前項のいずれかの号に該当する行為として同項を適用し、前条(提供停止)に定める本サービスの提供停止を含む本サービス上の各措置を行うものとする。

第25条(情報の正確性確保)

契約者は、申込情報、登録情報その他当社に届け出た情報を正確かつ最新の状態に保つものとします。

第7章 個人情報の取扱い

第26条(個人情報の取扱い)

当社は、法令および当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報を適切に取り扱います。なお、本サービスの提供に必要な範囲で、その取扱いの全部または一部を第三者に委託し、または法令に基づき開示することがあります。また、契約者は、当社に個人情報を提供する場合、当該本人の同意を取得したうえで当社に提供するものとします。

第8章 損害賠償等

第27条(責任の制限)

1 当社は、当社の責めに帰すべき事由により契約者が本サービスを全く利用できない状態に陥った場合であって、当社が当該状態を知った時刻から起算して連続して24時間以上これが継続したときに限り、その請求により、当該利用不能時間を24で除した数(小数点以下切捨て)に、当該サービスに係る月額料金の30分の1を乗じて得た額を限度として、現実に生じた通常かつ直接の損害のみを賠償します。

2 契約者は、前項に基づく損害賠償事由の発生から3か月以内に損害賠償請求を行わなかった場合、契約者はその権利を失うものとします。

第28条(免責及び第三者との紛争)

1 天災地変、第三者設備障害、レジストリまたはレジストラの措置、通信経路障害その他当社の責めに帰することができない事由により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害および逸失利益について、当社は責任を負いません。

2 契約者は、本サービスの利用に関連して第三者との間で生じた紛争について、自己の責任と費用においてこれを解決するものとし、当社に損害を与えた場合はこれを賠償するものとします。

第9章 その他

第29条(反社会的勢力の排除)

契約者および当社は、自己または自己の役員等が反社会的勢力に該当しないことを表明し、また、相手方に対して暴力的要求行為、法的責任を超えた不当要求、脅迫的言動、風説流布、偽計または威力を用いた信用毀損・業務妨害その他これらに準ずる行為を行わないものとします。違反が判明した場合は、何らの催告なく解除できるものとします。

第30条(準拠法)

本規約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第31条(協議)

本規約に定めのない事項または本規約の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、契約者と当社は、誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとします。

第32条(合意管轄)

本サービスまたは本規約に関連して契約者と当社との間で紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則(2026年7月1日)

この利用規約は、2026年7月1日より有効となります。

別紙 サービス仕様書

第1 コネクティビティサービス

コネクティビティサービスは、契約者に対し、商用プロバイダ接続用の通信環境を提供するサービスです。

主な提供内容は、次のとおりです。

- コネクティビティ トランジットサービス
- 契約者ネットワークと当社ネットワークとの接続機能
- 24 時間 365 日の監視および故障切り分け対応

本サービスは、冗長構成を前提とし、平常時は主系統、障害時は待機系統へ切り替わる構成を基本とします。

定期メンテナンスは深夜帯に実施する場合があります、緊急時を除き、原則として事前に案内します。契約者は、当社が提示する運用条件に従って利用するものとし、契約者設備側の故障や設定不備に起因する事象については、契約者側での対応が必要となる場合があります。

第2 ドメイン名維持管理

ドメイン名維持管理は、契約者が利用するドメイン名について、登録維持、更新、変更申請等の管理手続きを支援するサービスです。

主な提供内容は、次のとおりです。

- ドメイン名の登録情報の維持管理
- 更新手続および変更申請の支援
- 失効防止のための管理

契約者は、当社、レジストラおよびレジストリが定める条件・手続に従うものとし、登録情報を正確かつ最新の状態に維持する必要があります。